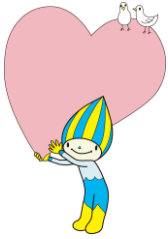




岐阜県政記者クラブ加盟社 各位



令和4年6月3日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
子ども家庭課	家庭支援係	荒川・市原	内線 2638
			直通 058-272-8326
			FAX 058-278-2644

「県女性相談センター」における令和3年度相談件数等について

県女性相談センターでは、女性が抱えているさまざまな悩みや問題について、電話や来所により相談を受け付けています。

このたび、令和3年度の相談件数などをとりまとめましたのでお知らせします。

1 令和3年度の傾向 <概要>

○相談件数

相談件数は、3,379件（対前年度比25.8%減）となりました。

○相談内容

- ・具体的な主訴別の相談内容では、DV(※)被害相談が1,302件（対前年度比3.3%増）、全体の38.5%を占め、最も多い割合となっています。
- ・「人間関係・その他」に分類される、近隣とのトラブル、職場内や友人との人間関係について等の相談件数が大きく減少しました。

	令和2年度	令和3年度	対前年度比
DV被害相談	1,260件	1,302件	3.3%増
全体の相談に占める割合	27.7%	38.5%	
人間関係・その他	2,020件	1,128件	55.8%減
全体の相談に占める割合	44.4%	33.4%	

○一時保護件数

一時保護件数（一時保護された女性の人数）は、75件（対前年度比15.4%増）となりました。うち、DVによる保護は56件（対前年度比27.3%増）で保護件数の74.7%を占めます。

※本資料でいう「DV」とは、「夫等からの暴力」のことを言い、夫等には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の定義と同様、元配偶者、事実上婚姻関係にある者又はあった者を含みます。

2 相談件数等の詳細

(1) 相談件数(電話・来所)

令和3年度の相談件数は、3,379件で前年度に比べ25.8%減少しました。内訳は、電話相談3,040件で前年度に比べ27.7%減少し、来所相談339件で前年度に比べ2.3%減少しました。

年 度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
電話相談 (件)	3,541	3,618	3,868	3,868	4,205	3,040
対前年比						27.7%減
来所相談 (件)	426	436	446	455	347	339
対前年比						2.3%減
計 (件)	3,967	4,054	4,314	4,323	4,552	3,379
対前年比	10.1%減	2.2%増	6.4%増	0.2%増	5.3%増	25.8%減

(2) 相談者

相談者は、「本人自身」が最も多く、3,079件で91.1%を占めています。

経路別	本人自身	本人自身以外											計
		警察関係	法務関係	他の婦人相談員等	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	縁故者・知人	その他	
元年度	3,854	35	37	94	66	27	12	13	10	0	116	59	4,323
2年度	4,227	21	10	69	36	16	4	13	3	0	101	52	4,552
3年度	3,079	26	6	55	30	11	0	8	5	0	129	30	3,379
	91.1%	0.8%	0.2%	1.6%	0.9%	0.3%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	3.8%	0.9%	

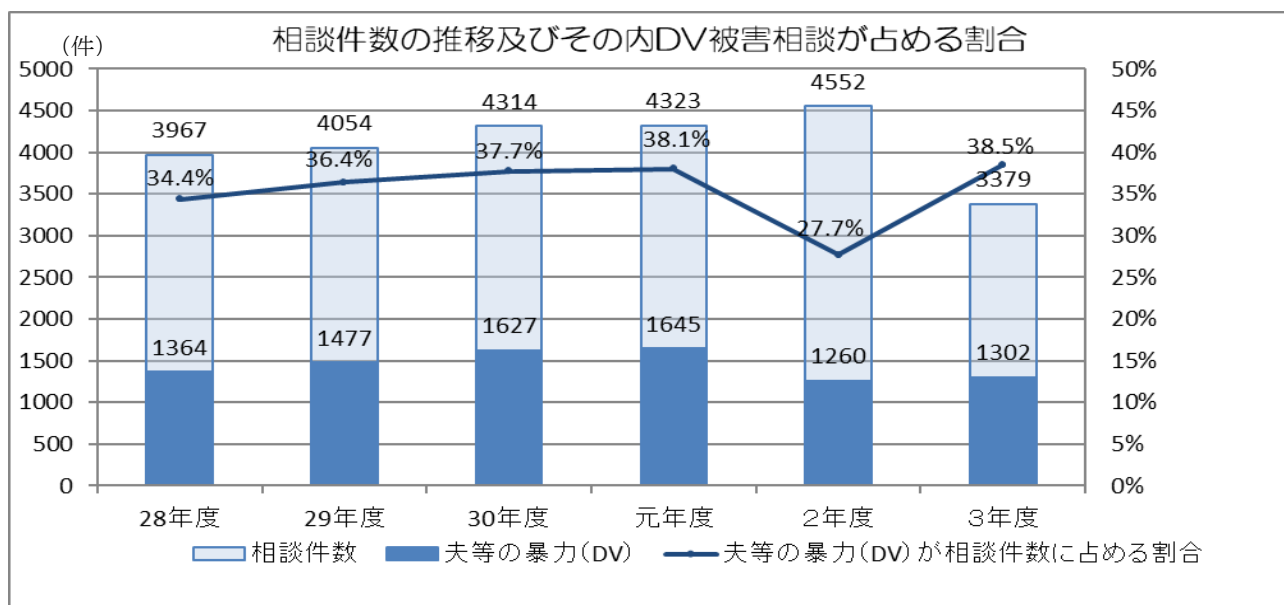
※3年度の上段は件数、下段は割合を示しています。

(3) 相談内容別(主訴)相談件数

相談内容は、人間関係に関する相談が最も多く、2,857件で84.6%を占めています。そのうち、DV被害相談(夫等の暴力)は、1,302件で全体の38.5%となっています。

内容別	人間関係										経済関係			医療関係			住宅問題・帰住先なし	売春・売春強要	人身取引	不睦異性交差・暴力団関係	計			
	夫等の暴力	離婚問題	子どもからの暴力	親の暴力	その他親族の暴力	交際相手からの暴力	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	その他	生活困窮	求職	その他	病気	精神的問題	その他								
元年度	3,787	1,645	95	36	117	21	52	72	79	17	1,653	61	13	15	33	444	35	378	31	29	2	0	0	4,323
2年度	3,702	1,260	105	30	116	19	42	41	60	9	2,020	95	20	22	53	735	46	634	55	20	0	0	0	4,552
3年度	2,857	1,302	67	33	146	29	53	57	26	16	1,128	65	13	22	30	439	38	373	28	18	0	0	0	3,379
	84.6%	38.5%	2.0%	1.0%	4.3%	0.9%	1.6%	1.7%	0.8%	0.5%	33.4%	1.9%	0.4%	0.7%	0.9%	13.0%	1.1%	11.0%	0.8%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	

※3年度の上段は件数、下段は割合を示しています。



(4) 一時保護件数

(%)

一時保護件数(保護された女性の人数)は75件で、前年度より15.4%増加しました。うちDVによる保護件数は56件で、全体の74.7%を占めています。また、同伴児・者の保護は67人(うちDVによる保護は61人)でした。

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	DVが占める割合
保護件数(件) (=保護された女性の人数)	91	63	51	88	65	75	15.4%増
うちDV保護(件)	68	43	31	60	44	56	74.7%
同伴児・者(人)	95	53	60	86	61	67	9.8%増
うちDV保護による 同伴児・者(人)	81	41	45	75	51	61	91.0%

※3年度の上段は件数、下段は対前年度比を示しています。

※一時保護:被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護する必要がある場合等、必要に応じて短期間(原則2週間以内)保護します。

※同伴児・者:一時保護を必要とする女性に同伴する児童や家族も一時保護の対象となります。

【令和3年度相談件数について】

女性相談センターは配偶者暴力相談支援センター（P6）の機能も併せ持っています。

DV（夫等の暴力）の相談件数が依然高いことに加え、コロナ禍で在宅時間が長くなった影響か、親や同居する親族からの暴力についての相談が増えました。

- 寄せられる相談の内容は多岐にわたっていますが、DVの相談が引き続き多くなっています。これは、社会的な関心の高まりとともに、DVの概念が認知されるようになったことが要因の一つであると考えられます。
- 関係機関によるこれまでの啓発活動により、女性が抱える問題に関する相談窓口が周知されてきています。
- 令和3年4月1日から、DV相談については、受付時間を延長しています。

【令和3年3月31日まで】

平日9：00～21：00、土日祝日9：00～12：00 13：00～17：00
（年末年始を除く）

【令和3年4月1日から】

毎日9：00～24：00

※平日18：00～24：00、土日祝日の9：00～24：00は、**DV相談のみ受付**

- 配偶者の暴力に対し、通報、相談、保護、自立支援の体制の整備を図るために、各圏域に設けられた「配偶者暴力等防止地域協議会」などを通じて、関係機関の連携や情報共有が円滑に行われるようになってきました。

※「配偶者暴力等防止地域協議会」の主な構成機関

女性相談センター、その他配偶者暴力相談支援センター（岐阜地域福祉事務所、各県事務所（福祉課））、医師会、保健所、警察署、市町村福祉課、民生児童委員協議会等

3 女性相談窓口等の啓発活動（令和3年度実績）

11月	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～11月25日）中に、配偶者暴力相談支援センター（各県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所および女性相談センター）をはじめ、各市町村において啓発活動を実施
随時	ラジオ、新聞記事で女性に対する暴力の現状や相談窓口の広報
随時	関係機関連絡会議等で、電話相談カード等を配布
随時	若年層へDVに関する正しい知識を普及することにより、DV発生の未然防止を図るため、県内の中学校、高校等へDV問題の専門家講師として派遣

●女性に対する暴力をなくす運動

平成13年から国と地方公共団体、女性団体、その他の関係団体との連携・協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、毎年11月12日から25日（11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間実施されます。

●女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）

1999年（平成11年）12月、国連は、1980年代から女性運動活動家たちが暴力反対の日としてきた11月25日を女性に対する暴力撤廃国際日と定められました。

4 参考

◆第4次DV防止基本計画に基づく施策の推進

平成31年3月に策定した「第4次岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、各施策を推進しています。

◆5つの施策の柱

I 暴力を許さない社会づくり

(1) 暴力を許さない県民意識の醸成

■家庭・地域・職場等、多様な場でのDV防止に向けた広報啓発の推進

(2) 若年者に向けた予防啓発・教育の推進

■若者向けDV等予防啓発事業の実施、教育関係者への周知

(3) 加害者対策の推進

■加害者を生まないための広報啓発の推進

■加害者更生のための情報収集

II 安心して相談できる体制づくり

(1) 相談体制の整備と強化

■相談窓口の周知

■男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等からの相談対応

■県配偶者暴力相談センターにおける相談体制の強化、市町村の相談体制の整備

(2) 相談員の資質向上と二次被害の防止

■研修等を通じた、相談員の資質向上。職員及び女性相談員の必要に応じた配置・増員

III 安全が保障される保護体制づくり

(1) 通報への迅速・的確な対応

■警察を含む関係機関との連携強化

■通報・発見体制の充実

(2) 安全の確保と保護体制の充実

■一時保護体制の充実

■保護命令への対応

IV 実効性がある自立支援体制づくり

(1) 被害者の生活再建に向けた支援

■被害者の心のケアと自立のための支援として「サポートグループ」の運営支援

■継続的な支援体制の整備

(2) 子どもの安全・安心を確保する支援

■子どもの心のケア、安全を確保する支援体制の整備

V 被害者支援のための体制づくり

(1) 関係機関相互の連携促進

■県内ネットワークの強化、民間支援団体の活動支援及び連携

(2) 市町村における支援の充実

■市町村「DV防止基本計画」策定の促進

■市町村「DV防止協議会」設置の促進

(3) 良質な支援につなげるための苦情処理体制整備

■苦情処理体制

女性相談センター相談窓口

女性相談センターは、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に基づき設置された県の機関です。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条の規定により、各都道府県に求められている配偶者暴力相談支援センターの機能も併せ持っています。

具体的には、女性が抱えているさまざまな悩みや問題について電話相談や来所相談を受け付け、相談者の問題解決や社会的自立に向けての助言・支援を行います。

また、保護を必要とする女性について、一時保護などの支援を行っています。

あなたと一緒に問題の解決方法を探り、あなたの人生を切り開いていくための助言や情報提供を行っています。お気軽にご相談ください。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？

配偶者（元配偶者や事実上婚姻関係にある又はあった者を含む）からふるわれる暴力・暴言のことです。

県が行う女性保護事業では、親子間、恋人間など親密な関係にある者からふるわれる暴力・暴言も支援の対象としています。

◆DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

- ・身体的暴力…殴る、蹴る、首を絞める、物を投げる、刃物を突きつける等
- ・精神的暴力…大声でののしる、脅す、無視をする、恥をかかせる等
- ・性的暴力…セックスを強要する、避妊に協力しない、ポルノを無理やり見せる等
- ・経済的暴力…生活費を渡さない、支出を細かくチェックする、金銭的自由を与えない等
- ・社会的暴力…実家や友人との付き合いを制限する、行動を監視する、携帯電話をチェックする等

～ひとりで悩まずに、まず相談してください～
ご相談は、無料です。

相談電話番号 058-213-2131

電話相談 毎日 9:00～24:00
※平日18:00～24:00、土日祝日はDVに関する相談を受け付けます。
※DVに関する電話相談は、男性の相談も受け付けます。

面接相談 月～金 9:00～17:00（年末年始を除く）※予約制